

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	11-2
処分の種類	酒類に関する表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示			
根拠法令条例等・条項	食品表示法第6条第3項			
処分の概要	表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときの、当該食品関連事業者に対する、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (食品表示法に定められている)			
基準の制定根拠	食品表示法(平成25年法律第70号)			